

平成 2 1 年度 第 3 回

天草市景観審議会

会 議 録

天草市景観審議会

平成 2 1 年度 第 3 回 天草市景観審議会

開催日時	平成 2 2 年 3 月 8 日 午前 1 0 時 3 0 分から午前 1 1 時 3 0 分まで			
開催場所	天草市役所本庁舎 2 階 庁議室			
出席委員	蓑茂 壽太郎	位寄 和久	生喜 丈雄	佐保 光康
	橋口 良一	小山 真一	中川 竹治	
欠席委員	篠原 亮太	大日方 信春	西 英子	
委員以外の出席者	事務局	久保山 義教（建設部長） 大窪 光正（都市計画課長） 金棒 利彦（都市計画課 課長補佐） 船岡 正治（都市計画課） 廣田 亮一（ " ） 宮本 雅浩（ " ）		
	その他	3 名（庁内関係課等）		
会議に付した事項	諮問事項 （ 1 ）天草市公共事業等景観形成指針（案）について 報告事項 （ 1 ）第 2 回景観審議会での意見等における調整事項について （ 2 ）平成 2 2 年度事業計画について			
答申事項	・天草市公共事業等景観形成指針の策定			

会議の概要

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 審議（進行：蓑茂会長）

（1）天草市公共事業等景観形成指針（案）について（説明：事務局）

（会長）

今回の審議内容は、前回指摘のあった天草市の公共事業における景観検討の手続きをどのようにするかということ。次に、設計段階と施工段階という2つの段階で協議が持たれていること。また、それに伴うチェックシートの内容についての3つである。特に設計段階での協議というのが重要であると思う。

（委員）

チェックシートを、設計段階と施工段階に分けられた理由はということなのか。シートの内容は同じになっている。

（会長）

施工段階、設計段階のチェックシートの内容は同じか。事項としてはいいが、具体的な記述内容は変わってくるということか。

（事務局）

基本的には設計段階で全て提出してもらうことで考えている。ただ、事業によっては設計段階で数年かかると思うので、実施段階において、工法などが変わった時には、実施の段階で提出をお願いすることで考えている。また、協議内容を着実に施工させなければならないということで、その後に変更があった時には、協議を行うことで考えている。

（委員）

設計変更があった場合に協議を行うということだね。分かりました。

（会長）

こういうことは運用しながら見直していかなければならない。

本件は、1度議論した内容なので、間違いがないかどうかを事務局で確認し、施行できるようにしてもらいたい。

（委員）

フロー図の中で、公共事業等景観形成検討会は、庁内関係各課により組織ということだが、第三者を入れなくていいのか。

（事務局）

基本的に市の公共事業について景観形成指針を遵守するというので、問題等が生じた場合は、市の関係各課の代表により組織された公共事業等景観形成検討会に、都市計画課が意見聴取するというので考えている。

（会長）

今の回答は、検討会は市役所内部だけで組織し、第三者は今の所入れるつもりはないということか。

（事務局）

指針は4月より実施するので、その中でどうしても検討会に第三者を入れなければならないということであれば入れたいと思う。

(会長)

検討会でどんな議論をしてるかということ、毎回ではなくても、この審議会に報告して、意見を聴いた方がいいと思う。また、外部の意見が必要な場合もあると思う。そうしないと検討会が形骸化する可能性もある。

(委員)

検討会の後に外部の人に意見を聞くことも必要ではないか。

(事務局)

来年度も年3回、審議会を予定しているので報告していきたいと思う。

(会長)

審議会に報告することにより検討内容が分かる。

(委員)

平成13年度の森林法の改正により、森林は市町が中心となって管理や指導を行うこととなったが、合併等が進み、なかなか市町だけでは行き届かない。このことについて、森林認証制度を利用し、公共工事にも絡ませながら、森林組合としてもバックアップを図っていききたいと思う。よろしくお願ひしたい。

(会長)

今は松杭とかを使うような工事はないのか。

(事務局)

特にない。

(会長)

川の段差工や漁港の岸壁に松杭が使われていると思う。

(委員)

自然のものでは松が一番強い。

(会長)

松を使うとなると、林にも人が入って動くようになると思う。その動きが止まっている。そういうことも試験的に公共工事を実施するのが、本来あるべき姿ではないか。

4. 報告事項

(1) 第2回景観審議会での意見等における調整事項について(崎津景観形成地域の景観形成基準における広告物について)【説明：事務局】

(会長)

振興局と相談はしたのか。

(事務局)

振興局と相談し、県条例の地域指定の変更はせず、今ある地域指定をそのままにして、景観形成基準だけ広い範囲で設定している。

(会長)

昨日、崎津でシンポジウムを行ったが、自分たちでいろいろと考えていかなければいけないという風になっている。

(委員)

違反をした場合の罰則はあるのか。

(事務局)

広告物に関して、景観条例の罰則はないが、今後は話し合いの場において、条例で決定している基準についてご理解いただきたいと考えている。

(会長)

外部の人が来て店を開くという可能性はあるのか。

(事務局)

最近、新しく入ってくるより、今ある建物を改築したり、現状利用がほとんどである。よほどのことがない限り、外部の人が入ってくるということはないと思っている。例えば、崎津地区ではなく同じ河浦町内から移設といった場合はあるかと思うが、他地区の方が来たという話を聞いたことがない。

(会長)

所有者と経営者が同じ場合と、経営者が遠方において任せてる場合など、いろんなパターンがある。それによって屋外広告物の扱われ方が違う。

(委員)

観光で言うと、例えば崎津はある意味、天草の観光地である。ただ、確かにそこに住んでいる方が経営者というのが少しずつ崩れつつあると思う。将来的にどういう風な変遷をたどるのか分からないが、観光地として醸成していく場合にどうしても産業的なものが付随してくると思う。そのような時に良いのか、悪いのかを地域の方々やNPO団体等と協議を十分に行っていただきたい。

昔は看板に関しても風情というのがあったと思う。いつの間にか日本古来の風情がなくなり、変わったデザインになってしまったようなことがある。

崎津に関して言えば、風情を取り戻すような広告物にしていてもいいのではないかと個人的には思う。

(会長)

多様の中の統一があって、そういうものが日本的風情だと思う。そういうのが図られるよう、ぜひ磨きあげられていくようなものにしていかなくてはならない。

(2) 平成22年度事業計画について(説明:事務局)

(委員)

御所浦の件で、天草ジオパークが日本ジオパーク連盟に認定をされたが、それは教育委員会でやっているのか。それとの連携は何かあるのか。

(事務局)

ジオパークとの連携は、実際、恐竜の化石の採集場付近が景観上どうなのかということ。要はジオパークになって、観光客がきた時に御所浦の玄関口としてどういう風に景観上守っていくのか、ジオパークイコール景観なのか、そのあたりの検討を考えている。

(委員)

分かりました。

(会長)

そこはきちんと説明できるようにしておかなくてはいけない。土取りをやらなかったらジオパークにならなかった。発見できなかった。

土取り場からの転換点にジオパークというのが浮かび上がったと見ている。長期的な見通しでやらないから、土取り場は悪いという話になる。後のことを考えていない。だから、過去の30年は土取り場であった所を300年後はどうなるのか、100年後はどうなるのかということ展望できるようにしてやるのが行政の役割だと思う。ジオパークの担当課と景観審議会の事務局である都市計画課はよく話し合わないといけない。

(委員)

棚底にしても御所浦にしてもそうだが、まちづくりの観点から言うところということが地域のまちづくりに即つなげていく。例えば、景観は都市計画課だが、まちづくりとかは企画の地域振興課になる。ただ、やはり庁内の関係各課と連携を取りながら地域おこしという観点からも景観形成するのは非常に大事なこと。地域づくりをやることによって、観光も地域づくりなんだと、そうなると今度は商工観光課や他の部署がいっぱいになる。景観形成を1つの部署だけではなく、天草市として関係各課と連携を取りながら、それぞれの地域で景観を守りながら、地域づくり、地域おこしをやっていくということもぜひ考えてほしいと思う。

(会長)

今日は文化課も来ている。今度は商工観光課がこの審議会に来ていいというようにしないといけない。農政もそうであるように景観とはそういうもの。特殊な所がやるだけではなくて、全部行政の中で内部化しないといけない。話題が議論できる審議会にしないと審議会の存在価値がない。

(委員)

22年度の計画で、色彩景観ガイドラインがあるが、阿蘇のデザインセンターがやっている景観ガイドラインがある。それは、色彩だけではなく、形態とか建物のつくりなどを含めてガイドラインとして作られている。将来、そういった方向までもっていくというような、色彩だけじゃないという部分もあるかと思うが、その辺の見通しはいかがか。

(事務局)

1年間景観事務を行い、どうしても新築の建物などの色彩の指導ができないのが現状であったので、まず、色彩のガイドラインを作って、指導できる状態にしようということ。現在、熊本県のガイドラインを準用しているが、今後は天草市はこういう色の基準でいくというように各地区ごとの色彩ガイドラインを出すために、22年度の事業としてあげている。

(会長)

色彩調査を外部に委託してやるということか。

(事務局)

はい。

(会長)

熊本県の色彩ガイドラインというのはあるのか。

(事務局)

はい。

(会長)

ある程度原案ができてきたら審議会にかけるのか。

(事務局)

はい。

(会長)

いつ頃審議会に諮るつもりか。

(事務局)

2回目の審議会を予定している。

(会長)

天草には瓦業者はどのくらいあるのか。

(事務局)

2、3件ある。

(会長)

瓦業者は赤やブルーなど色々作って売りたいと思っているのか。

(事務局)

普通のセメントに吹き付けという形が多い。

(会長)

そういう人も入ってもらった方がいいと思う。あと、年間スケジュールは表にしておいた方がいい。それと、一度御所浦、倉岳を審議会委員で見たいと思う。

(事務局)

今年度と同じように1回目の審議会で棚底と御所浦の視察を予定する。

(会長)

1人で見るよりも何人かで見るとするのは非常に大事。ディスカッションが起きる。

(会長)

次回の審議会はいつ頃か。

(事務局)

7月ぐらいを予定している。